提案基準２３　　既存の土地利用を適正に行うための管理施設について（建築許可）

市街化調整区域における既存の土地利用を適正に行うための最低限必要な管理施設にかかる建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に建築することがやむを得ないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

1　この基準の適用をうけるものは、現存する駐車場、資材置場等において、その土地利用を適正に行うための最低限必要な管理施設を市街化調整区域に建築することがやむを得ないと認められるものに限る。

（立　地）

2　当該施設を設置するうえで、他法令の規定がある場合は、これに適合していること。

（用　途）

3　駐車場、資材置場等を管理するための料金ハウスもしくは従業員のための更衣室等で宿泊施設を含まないものであること。

4　営業所、事務所またはこれらに類するものでないこと。

（規　模）

5　建築物の規模は、原則として５０平方メートル以内の必要最低限な延床面積とする。

（その他）

6　申請理由には、建築物の必要性と規模の妥当性を明記のこと。

（附　則）

この基準は、平成１３年４月２６日から施行する。

（付　記）

上記提案基準に該当するものは、「事後報告基準２３」として取扱う。

（附　則）

この基準は、平成１３年４月２６日から施行する。

（必要書類）

1　申請理由書（申請者の住所、氏名を記入し押印したもので、建築の必要性および規模の妥当性等を具体的に記述すること。）

2　申請地の登記簿謄本又は登記事項証明書

3　位置図（1/50,000あるいは1/25,000および1/2,500）

4　土地利用計画図

5　建築図面（平面図、立面図等）

6　申請地の現況写真

7　必要とする他法令の許可書の写し

8　その他市長が必要と認める書類